

		<p>ただき、皆様からご意見をいただきたいと思います。事務局は答申案を朗読してください。</p>
事務局		<p>案を読み上げ</p>
委員長		<p>ありがとうございました。それでは、答申案について委員の皆様方からのご意見をお願いします。</p>
A委員		<p>2の取引ルールについてお尋ねします。取引ルールについては、条例以外の規定において規制を設ける可能性の有無を含め、開設者として、今後の市場運営にとって適切な対応を行うこととなっておりますが、この条例の改正によって、私共、田主丸町植木農業協同組合もセリに参加できることは市場の活性化につながると思いますので、私共にとってはいいことだと思います。しかし、買受人さんは私共にとってお客様、お客様と競合する部分もあると思います。今回の市場法改正については、市場を活性化させたいというところだと思います。それで私共にとってはですね、買受人さんとは良好な関係を保っていかなければいけないと思っておりますが、答申案のなかで、開設者として、今後の市場運営にとって適切な対応を行うことという文言が気になるわけでございます。開設者として、現在何か考えがあるのであればそのあたりをお聞かせ願えればと思います。</p>
委員長		<p>はっきりできないところもあるかと思いますが、事務局のほうはいかがですか？</p>
事務局		<p>新たな規定も考えているところではあるが、現時点では、規定というよりは開設者として卸売業者に対しての通達文であるとか、市場運営の依頼文といった形で、適切な市場運営が図られるような形で直接依頼していく、指導していくというような形で行っていきたい。</p>
A委員		<p>開設者としては、買受人と卸売業者がトラブルになるようなことはしないと、規則等には上げることはないと理解して、通達文という形で卸売業者に対して出すということで。要するにですね、法律上なくなった、条例でもないという形で、開設者が卸売業者にどのような指導をするのかが心配ですから、分かれば教えてほしい。</p>
事務局		<p>規制を廃した場合、卸売業者もセリに参加することができるようになります。競争をされることについては、市場の活性化につながると考えております。懸念されている部分が買受人との良好な関係というところかと思っておりますけれども、今回の法改正の趣旨を踏まえますと、規制の削除に伴いまして競争の原理が一定図られる、そうはいいましても、卸売業者と買受人さんの一</p>

	<p>定の信頼関係も必要な要素と認識しております。こういうことを踏まえますと、卸売業者さんが買受人として参加する場合は、参加するに当たりまして事前説明を想定しているところがございます。運用面で通知や通達をだすことで、がちがちの縛りというよりは、こういう取扱いをしていただいで良好な関係を築いて運営していただきたいというようなことでお願いをさせていただこうかと通知・通達ということをしきほどから申し上げている次第でございます。規則等で厳しい縛りで片方がゆるく、片方が縛りをうけるということ避けたい部分がございますから、依頼文で直接お願いする文面になるかと思いますが、現在はそういう形でご対応していただくようなことを考えている最中でございます。</p>
委員長	<p>ということは、2. の条例以外の規定において規制を設ける可能性の有無というところが、こういった形で取り組んでくださいという、要望…</p>
事務局	<p>今、委員長がおっしゃいましたように、久留米市から卸売業者に対しまして通知・通達ということで、こういう取扱いをしていただきたいというような文面になろうかと考えているところでございます。</p>
委員長	<p>この場で卸売業者と買受人がどうこうはできないだろうが、別のところでお互いの暗黙のルールを作っていただいで、友好関係を構築していただくように開設者がお願いをするというかたちになるんでしょうね。</p>
事務局	<p>引き続き良好な関係を築いていただきたいと考えているので、そういう場の設定が必要であれば、そういう場の中で、買受人さん、卸売業者さんともに、私共もそういったところをお願いさせていただきたい。今予定しているところでは、買受人さんと卸売業者さんで仲良く、うまく関係をたもってやってくださいねという文面を出させていただこうと考えているところでございます。</p>
委員長	<p>他にご意見・ご質問はございませんか？どうぞ忌憚のないご意見をこの場でいっていただければ。この際なんでもいいですよ。</p>
B委員	<p>今までは登録している人が買うということだと考えているのですよ。でも市場を通さないで大口でどんと買う人が増えたら…</p>
事務局	<p>買受人の承認制度は維持したままになります。セリ会場にいなくても注文取引が増えるというのは言えると思います。</p>
B委員	<p>せつかくある市場が衰退しないようにとおもったところですから。お伺いしました。</p>

C委員		<p>今は市場を通してするというのが、決まりということではないのですか？個人でどうこうということではないんでしょ？結局市場内での取引は市場を通してからじゃないとダメなはずでは？</p>
委員長		<p>買受人さんの承認や出荷者さんの登録、場内での取引に限定されるなどはこのまま維持されるんでしょう？</p>
事務局		<p>C委員のいわれているものが商物一致の原則とありますが、この規制がなくなることで、産地直送といいますか、産地から直接買受人が指定するところに卸売ができるという形で、運用が変わるものとなります。</p>
委員長		<p>他にございませんか？よろしいですか？どんな小さな疑問でもいいですから、この際、聞いておいても。 ないようでしたら、この答申案を承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
委員長		<p>ご承認ありがとうございます。それでは私のほうで責任をもって答申させていただきます。その他の項目に移ります。委員の皆様、何かございますか？ないようでしたら、事務局のほうから何かございますか？</p>
山本支所長		<p>田主丸総合支所長の山本でございます。本日は年末のお忙しい中、審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また前回に引き続きまして真摯にご審議いただきまして、ありがとうございます。今いろいろご意見ありましたように、今回の改正につきましては、規制を廃止することによる市場の活性化というところがございますので、私共も過剰な規制をするつもりは一切ございません。もし皆様のほうで過剰だと思われることがございましたらぜひご指導いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。今回の答申の内容や、田主丸流通センター運営審議会の皆様方からいただいた意見を参考にさせていただきながら、条例規則等の見直しを進めてまいりたいと考えております。</p> <p>今後、市場法改正を受けた様々な見直しによって、田主丸流通センターの市場の活性化が図られ、より魅力ある市場となるよう、開設者として努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>田主丸流通センター運営審議会の委員の皆様方には今後とも、市場運営に関してご指導・ご鞭撻をお願い申し上げまして私のお礼の挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございます。</p>

閉会	委員長	<p>それでは、これをもちまして議長を退任させていただきます。ありがとうございました。</p>
	事務局	<p>ありがとうございました。本日は慎重なご議論、ありがとうございました。さきほどご承認をいただきました答申案につきましては、それぞれの内容を踏まえまして、私共も条例等の整備を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。それでは、これをもちまして久留米市地方卸売市場田主丸流通センター運営審議会を閉会させていただきたいと思っております。本日はお疲れさまでした。</p>